

日立市指定ごみ処理袋広告掲載要領

1 趣旨

この要領は、日立市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条第6号及び日立市広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）第4条の規定に基づき、日立市指定ごみ処理袋（以下「ごみ処理袋」という。）への広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載基準

ごみ処理袋に広告を掲載することができる者及び広告の内容の範囲は、要綱及び広告掲載基準の規定によるものとする。

3 広告を掲載するごみ処理袋

広告を掲載するごみ処理袋は、燃えるごみ専用袋45リットル用、30リットル用、20リットル用及び10リットル用とする。

4 広告の掲載位置、規格、掲載料等

(1) 掲載位置は、ごみ処理袋外装袋前面下部で、別紙見本のとおりとする。

(2) 広告の規格、掲載枠数及び広告掲載料は次のとおりとする。

区分	広 告 の 規 格			枠数	掲載料
45リットル用	外装袋 (1枚)	縦160mm×横190mm	紺系1色	1枠	300,000円
30リットル用	外装袋 (1枚)	縦130mm×横160mm	紺系1色	1枠	100,000円
20リットル用	外装袋 (1枚)	縦100mm×横130mm	紺系1色	1枠	50,000円
10リットル用	外装袋 (1枚)	縦80mm×横130mm	紺系1色	1枠	10,000円

(3) 日立市廃棄物減量推進課において、広告欄内の右上に広告であることを告知するため「広 告」の文字を表示する。（サイズ：縦20mm×横20mm）

(4) 申込者と異なる事業者の広告は、掲載することはできない。

5 広告掲載希望者の募集

広告掲載希望者の募集は、募集時期及び製造枚数を定めて、日立市ホームページ、日立市報等で公募する。

6 広告掲載の申込み

- (1) 広告掲載希望者は、日立市指定ごみ処理袋広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に広告原稿（版下）を添えて申し込むものとする。
- (2) 申込みの受付は、市長が指定する期間内に日立市廃棄物減量推進課に持参したものに限る。
- (3) 広告原稿（版下）は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。なお、オリジナルのロゴ、イラストを使用することは可能とする。
- (4) 広告原稿（版下）は、広告掲載の可否にかかわらず返却しない。

7 市税滞納の有無確認

- (1) 申込者は申込書の提出によって、日立市廃棄物減量推進課が申込者に関する市税滞納の有無を確認することについて、同意したものとみなす。
- (2) 市税滞納の有無を確認するための調査は、前年度及び申込時の年度とする。
- (3) 市税滞納有無の調査対象は、広告原稿（版下）の内容に基づき次のとおりとする。
 - (ア) 広告に事業者名のみの表示がある場合は事業者
 - (イ) 広告に事業者名のほか代表者等の表示がある場合は事業者及び代表者等

8 広告掲載の決定

- (1) 広告掲載の決定は、先着順位により行うものとする。なお、順位が確認できないときは、抽選により決定する。
- (2) 市長は、広告掲載の決定をしたときは、申込者に対し、日立市指定ごみ処理袋広告掲載決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により通知する。
- (3) 市長は、広告掲載をしないことに決定したときは、申込者に対し、日立市指定ごみ処理袋広告掲載不可決定通知書（様式第3号）により通知する。

9 広告掲載料の納付

決定通知書を受け取った申込者（以下「広告主」という。）は、決定通知書により指定された期日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

10 広告掲載の取消し

要綱第14条の規定により、広告掲載を取り消したときは、広告主に対し、日立市指定ごみ処理袋広告掲載取消し通知書（様式第4号）により通知する。

1.1 広告掲載完了の通知

市長は、広告掲載が完了したときは、広告を掲載したごみ処理袋を1組添えて、広告主に対し、日立市指定ごみ処理袋広告掲載完了通知書（様式第5号）により通知する。

附 則（平成20年12月17日市長決裁）

この要領は、平成20年12月17日から施行する。

附 則（平成21年12月 9日市長決裁）

この要領は、平成21年12月 9日から施行する。

附 則（平成30年 2月 9日市長決裁）

この要領は、平成30年 2月 9日から施行する。

様式第1号

年　月　日

日立市長 殿

申込者 住 所

(所在地)

氏 名

(団体名又は法人名及び代表者氏名)

日立市指定ごみ処理袋広告掲載申込書

日立市指定ごみ処理袋への広告掲載を申し込みたいので、日立市指定ごみ処理袋広告掲載要領の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

申 込 者	担当者氏名					
	連 絡 先	電 話				
		F A X				
		E メール				
業 種						
広告を掲載する ごみ処理袋	45リットル用			・ 30リットル用	・ 20リットル用	・ 10リットル用
添 付 資 料	1 広告原稿（版下） 2 会社概要及び同種の広告実績（あれば） 3 その他					
そ の 他	申込みに当たっては、日立市広告掲載要綱、日立市広告掲載基準及び日立市指定ごみ処理袋広告掲載要領の内容を遵守するとともに、日立市廃棄物減量推進課が市税納付状況調査を行うことに同意します。					

※ 「広告を掲載するごみ処理袋」は、該当する袋を○で囲んでください。

様式第2号

年　月　日
殿

日立市長　印
(廃棄物減量推進課扱い)

日立市指定ごみ処理袋広告掲載決定通知書

年　月　日付けで申込みのあった日立市指定ごみ処理袋への広告掲載については、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

記

1 広告を掲載するごみ処理袋

ごみ処理袋の種類	製造年度	製造枚数	広告掲載料
燃えるごみ専用袋　リッル用 外装袋	年度	枚	円

2 広告掲載料の納付

広告掲載料は同封の納入通知書により　年　月　日（　）までにお支払いください。

なお、上記期日までに広告掲載料が納付されなかった場合は、広告掲載の決定を取り消すことがありますので、御注意ください。

様式第3号

年　月　日

殿

日立市長　印
(廃棄物減量推進課扱い)

日立市指定ごみ処理袋広告掲載不可決定通知書

年　月　日付けで申込みのあった日立市指定ごみ処理袋への広告掲載については、掲載できないことになりましたので、下記のとおり通知します。

記

1 広告掲載できない理由

様式第4号

年　月　日

殿

日立市長　印
(廃棄物減量推進課扱い)

日立市指定ごみ処理袋広告掲載取消し通知書

年　月　日付けで日立市指定ごみ処理袋広告掲載決定通知書により通知した広告掲載決定については、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

1 広告掲載を取り消した理由

様式第5号

年　月　日
殿

日立市長　印
(廃棄物減量推進課扱い)

日立市指定ごみ処理袋広告掲載完了通知書

年　月　日付けで決定通知した日立市指定ごみ処理袋広告掲載が完了しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 広告を掲載したごみ処理袋

ごみ処理袋の種類	製造年度	製造枚数
燃えるごみ専用袋　リサイクル用外装袋	年度	枚